

# 桜・清流の郷 きよたき規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、桜・清流の郷 きよたき（以下、「本会」という。）と称し、事務所を豊岡市日高町山宮 1337 番地の 1 に置く。

(目的)

第2条 本会は、清滝地区（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業に関する事。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事。
- (3) 会員相互の連携に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事。

## 第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は、代議員により構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

3 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、代議員の3分の1以上から請求があったとき又は監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事
- (2) 役員を選任又は解任に関する事
- (3) 規約の改廃に関する事
- (4) その他本会の重要な運営に関する事

4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選出した1人と議長が署名押印する。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項に関する事
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない事項の執行に関する事

3 役員会は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第8条 本会に部を置く。

2 部は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部員は、各区から選任された者をもって構成する。

4 部は、次のとおりとする。

- (1) 人づくり文化体育部
- (2) 地域振興部

5 部に部長及び副部長を置く。部長及び副部長は、部員の互選により選任する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 部の会議は、部長が招集し、議長となる。

8 部員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

9 欠員により選任された部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第9条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

2 運営会議は、本会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る。

### 第3章 代議員

(代議員)

第10条 代議員は、区から選出された者とする。

2 代議員の定数は、14人とし、各区から2名ずつ選出するものとする。

3 第13条第1項に定める役員は、代議員に就任できない。

(代議員の任務)

第11条 代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 部長 2人
- (4) 事務局長(会計) 1人
- (5) 監事 2人

2 副会長2人のうち1人は、清滝地区区長会(以下「区長会」という。)から選出する。

(役員を選任)

第14条 役員(部長を除く。)は、区長会及び規約第13条に規定する役員の一部で構成する選考委員会で選考し、総会において選任する。

2 事務局長は地域マネージャーを充てる。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐する。会長があらかじめ指名した副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 部長は、担当部の運営にあたる。

(4) 事務局長は、本会の事務及び会計を処理する。

(5) 監事は、本会の会計監査を行う。

(役員の仕事)

第16条 役員(部長を除く。)の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 事務局長の仕事は、豊岡市の任用期間とする。

3 欠員により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第17条 本会は必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べる。

## 第5章 財務

(役員報酬及び交通費)

第18条 役員に報酬を支払うことができる。

2 本会の用務として、会議等への出席及び出張した場合は交通費を支給することができる。

(経費)

第19条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

## 附 則

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

3 この規約は、令和6年4月1日から施行する。